

和歌山県監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和3年9月30日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品貸付調書について、出納員の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局建設部

(ア) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 道路占用許可において、占用期間を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立仙溪学園

仙溪学園調理業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立高等看護学院

重要物品の用途廃止承認前に重要物品を処分している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立粉河高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立那賀高等学校

常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県岩出警察署

保管場所標章交付申請書及び番号通知書の処理において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。